平成２２年（フ）第６０２号
大分市大州浜２丁目１番28号　ダイタクビル301
債務者　石井　和雄
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６０６号
大分市大字奥田135番地　メゾン．ド.フォーレ205
債務者　佐藤　房子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６１７号
大分市大字杉原699番地の197
債務者　安藤多美子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６９号
大分県日田市大字渡里1012番地５
債務者　江田ゆかり
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第４３５号
宮崎市花ケ島町立野1983番地１、前住所宮崎市本郷３丁目３番５号
債務者　桃井美智子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２４号
宮崎県えびの市大字向江883番地、前住所宮崎県えびの市大字浦374番地
債務者　安井　春子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２３４号
宮崎県都城市菖蒲原町17街区14号
債務者　門川マリ子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３３号
鹿児島県肝属郡東串良町新川西5057番地、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市古江町648番地
債務者　向園　義人
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
鹿児島県肝属郡東串良町新川西5057番地
債務者　向園みき子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
鹿児島県鹿屋市打馬１丁目11242番地１フィオーレ102号、旧住所鹿児島県肝属郡東串良町新川西5057番地
債務者　向園　涼一
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
鹿児島県鹿屋市串良町上小原3048番地８　県営十三塚団地4202号
債務者　有島　　舞（旧姓向園）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
鹿児島県鹿屋市古里町500番地
債務者　向園比呂志
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
鹿児島県鹿屋市川東町7970番地
債務者　田井村　悟
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
宮城県栗原市築館新田２番28―２号　大和アパート
債務者　佐藤真由美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
宮城県栗原市築館伊豆１丁目７番８号
債務者　近藤　晃子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５３５号
秋田市茨島２丁目３番28号
債務者　進藤　明子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４２号
秋田市八橋新川向11番32号　プラスハウスⅠ―205号
債務者　松橋　　幸
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部